

群馬県公立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校等を中途退学した後、公立の高等学校及び中等教育学校（後期課程）（以下「公立高等学校等」という。）に再入学又は編入学して学び直す者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金の支給期間を経過したものに対し、予算の範囲内で支給する授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）に相当する額の支援金（以下「学び直し支援金」という。）について、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定。令和3年4月1日一部改正）及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の取扱いについて（平成26年4月1日付け文科科学省書等中等教育局長通知。令和5年4月1日一部改正）並びに群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学び直し支援金は、授業料等に相当する額を支援することにより、高等学校等に再入学又は編入学して学び直す者に対する経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給要件)

第3条 学び直し支援金は、次の各号のいずれにも該当し、所定の申請を行った者に支給する。

- 一 日本国内に住所を有する者
- 二 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了していない者
- 三 法第3条第2項第2号に該当する者
- 四 平成26年4月1日以降に公立高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）であった者に限る。）
- 五 高等学校等を退学したことがある者
- 六 この要綱による学び直し支援金及び他の都道府県における同様の支援金を通算して12月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月）以上受けていない者
- 七 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒等が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者

八 法第3条第2項第3号に該当しない者

- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。
- 3 学び直し支援金は、支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。
- 4 新年度の入学者選抜考査の結果に基づき学校長が入学を許可する者への学び直し支援金の支給対象月の算定においては、その入学年度は4月1日から在籍しているものとみなす。

（支給額等）

第4条 学び直し支援金の額は、前条第3項に定める学び直し支援金の額を合算した額とする。

（支給申請及び決定）

- 第5条 学校長は、学び直し支援金の支給を希望する生徒等に様式第1号、そのうち家計急変支援の申請を希望する生徒等に様式第1号の2の高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書を提出させ、所要の事項を記載した後、別に定める期日までに群馬県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の認定申請書の提出があったときは、審査の上、認定（支給）又は不認定を決定し、様式第2の1号、様式第2の2号又は様式第2の3号により学校長を経由して申請した生徒等に通知するものとする。
 - 3 前項の規定により受給資格の認定を受けた生徒等（以下「受給者」という。）が、継続して学び直し支援金を受給しようとするときは、別に定める期日までに、様式第1号若しくは様式第1号の2の高等学校等学び直し支援金収入状況届出書を教育委員会に提出しなければならない。
 - 4 教育委員会は、前項の届出書の提出があったときは、審査の上、支給又は受給資格の消滅の決定を行い、様式第3の1号、様式第3の2号又は様式第3の3号により学校長を経由して申請した生徒等に通知するものとする。
 - 5 教育委員会は、第3項の届出書が提出されなかったときは、支払の一時差止めの決定を行い、様式第3の4号により学校長を経由して当該受給者に通知するものとする。

（保護者等の変更等）

- 第6条 学校長は、受給者の保護者等に変更があったときは、当該受給者に高等学校等学び直し支援金収入状況届出書を提出させ、所要の事項を記載した後、速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- 2 学校長は、受給者が退学したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（支給決定の取消し）

- 第7条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、学び直し支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 退学したとき。
 - 二 保護者等に変更があり、第3条第1項第8号の要件を欠くこととなったとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により学び直し支援金の支給決定を取り消したときは、様式第4号の高等学校等学び直し支援金受給資格取消通知書により学校長を経由して当該受給者に通知するものとする。

(支給停止等)

- 第8条 学校長は、受給者が休学し、又は留学しようとするときは、当該受給者に様式第5号の高等学校等学び直し支援金支給停止申出書を提出させ、所要の事項を記載した後、速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の支給停止申出書の提出があったときは、審査の上、支給停止を決定し、様式第6号の高等学校等学び直し支援金支給停止通知書により学校長を経由して当該受給者に通知するものとする。
- 3 受給者が休学し、又は留学したにもかかわらず第1項の支給停止申出書を提出しないときは、教育委員会は、学び直し支援金の支給をしないことができる。
- 4 学校長は、学び直し支援金の支給停止の決定を受けた受給者が復学により支給再開を希望するときは、様式第7号の高等学校等学び直し支援金支給再開申出書を提出させ、所要の事項を記載した後、速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- 5 教育委員会は、前項の支給再開申出書の提出があったときは、審査の上、支給の再開又は不再開を決定し、再開するときは、様式第8号の高等学校等学び直し支援金支給再開通知書により学校長を経由して当該受給者に通知するものとする。

(受給資格の取消し等)

- 第9条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、学び直し支援金の受給資格を取り消すとともに支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 一 偽りその他不正の手段により学び直し支援金に係る申請又は届出を行ったとき。
 - 二 その他学び直し支援金を支給することが適当でないと教育委員会が認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により学び直し支援金の受給資格を取り消したときは、学校長を経由して当該受給者に通知するものとする。

(交付対象)

- 第10条 県立を除く公立高等学校等を設置する各市長及び利根沼田学校組合理事長（以下「設置者」という。）は、受給者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。

(交付の申請)

- 第11条 学び直し支援金の交付を受けようとする設置者は、様式第9号の高等学校等学び直し支援金交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 12 条 教育委員会は、前条の学び直し支援金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付又は不交付を決定し、様式第 10 号の高等学校等学び直し支援金交付決定通知書により設置者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 13 条 前条の交付の決定を受けた設置者は、学び直し支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるため、交付の申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、教育委員会に学び直し支援金交付申請取下書を提出しなければならない。

(変更交付の申請)

第 14 条 設置者は、第 12 条の交付決定の内容を変更しようとするときは、様式第 11 号の高等学校等学び直し支援金変更交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(交付の変更決定)

第 15 条 教育委員会は、前条の学び直し支援金変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、変更の承認又は不承認を決定し、変更を承認するときは、様式第 12 号の高等学校等学び直し支援金変更交付決定書により設置者に通知するものとする。

(対象事業の中止又は廃止)

第 16 条 設置者は、学び直し支援金の支給を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第 13 号の高等学校等学び直し支援金中止（廃止）承認申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況調査)

第 17 条 教育委員会は、学び直し支援金の交付に関し必要があるときは、設置者に対して報告を求め、書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができるものとする。

(学び直し支援金の支払い)

第 18 条 学び直し支援金の支払いは、第 20 条の規定により交付すべき学び直し支援金の額を確定した後に行うものとする。

2 設置者は、学び直し支援金の支払いを受けようとするときは、様式第 14 号の高等学校等学び直し支援金支払請求書に経費の算定に必要な書類を添え、別に定めるところにより、教育委員会に提出しなければならない。

(実績報告)

第 19 条 設置者は、交付の決定を受けた学び直し支援金に係る様式第 15 号の高等学校等学び直し支援金実績報告書に係る書類を添えて、別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(学び直し支援金の額の確定等)

第 20 条 教育委員会は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、学び直し支援金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、様式第 16 号の高等学校等学び直し支援金確定通知書により設置者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 21 条 教育委員会は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、第 12 条及び第 15 条の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 設置者が、法令、本要綱、学び直し支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく教育委員会の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 設置者が、学び直し支援金を学び直し支援金以外の用途に使用した場合
- 三 設置者が、学び直し支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合
- 四 交付の決定後に生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 教育委員会は、前項の規定により交付の決定を取り消し、又は変更したときは、期限を定めて、交付した学び直し支援金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、返還を命じた日から起算して 20 日以内とする。

4 設置者は、第 1 項の規定により返還を命ぜられ、これを期限内に納付しなかったときは、未納に係る金額につき、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第 22 条 設置者は、学び直し支援金の授受及び経費の収支を明らかにした帳簿、証拠書類その他関係書類を備え付け、学び直し支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(補則)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱の施行の日前から学び直し支援金の認定を受けている者については、第 3 条
第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

	支給限度額	
	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
高等学校 定時制	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
高等学校 通信制	520 円/月	336 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
中等教育学校 後期課程	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで